
富山市補助金等の適正化 に向けたガイドライン

令和2年3月

目 次

第1章 補助金の見直しを行う背景	1
1 制定の趣旨	1
2 補助金の現状と課題	2
第2章 補助金の役割	5
1 ガイドラインの適用対象	5
2 補助金の定義と支出根拠	5
第3章 補助金適正化の考え方	7
1 補助金の見直しの基本原則	7
2 見直しの留意すべき基準	8
3 補助金の見直しの方向性	9
第4章 補助金適正化の進め方	11
1 見直しの実施手順	11
2 実施体制	12
第5章 その他	13
1 新規に補助金を設置する際の留意事項	13
2 今後の検証機会の確保	13
様式1号	14
様式2号	17

1 制定の趣旨

補助金は、市が行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで、これまで重要な役割を果たしてきたが、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化するといった課題を抱えている。

また、市民ニーズは多様化しており、少子超高齢社会が急速に進展し、財政状況が今後、ますます厳しくなると想定される中で、限られた財源を効率的に運用するためには、常に補助金について検証を行い、より効果を発揮できる制度へと改善していくことや、費用対効果が低くなった既存の補助事業を見直すとともに、官民連携事業の推進など市民や民間企業等の保有する能力を積極的に活用することが重要である。

こうしたことから、本市では、平成17年12月に策定した富山市行政改革大綱の基本理念を踏まえ、平成28年3月に策定した第3期富山市行政改革実施計画（平成28年度から令和2年度）に基づき、行政改革に取り組んでいるところである。この計画では、5項目からなる最重点事項の一つとして、「徹底した歳入歳出改革」を掲げ、「補助金の見直し」に取り組むこととしている。

さらに、平成30年度の包括外部監査において、「負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について」がテーマとして選定され、市単独の72の補助制度について、必要性、公益性、有効性、公平性、補助金額、交付手続などの観点から、改善の必要性を指摘されているところである。

このような状況から、本市の補助金に対する考え方を明確に示し、全市的な見直しの統一基準を制定した上で、必要に応じて廃止・改善を行うとともに、引き続き存続する補助金においては、交付手続きの適正化や効率性を高めるなどの改革を行っていく必要があることから、市の取り組みの基本的な指針を制定するものである。

2 補助金の現状と課題

(1) 補助金の本来的役割

① 富山市補助金等交付規則

補助金の支出は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」を法的根拠としている。

「公益上の必要性」が認められる事業とは、不特定多数の利益の増進に寄与する事業や活動であることに加え、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものである。

本市では、「富山市補助金等交付規則」(平成17年4月1日 富山市規則第36号)(以下「交付規則」という。)に基づき、補助金等の交付事務を行ってきたところであるが、これまで、補助金等のあり方等について、富山市として統一した基本的な方針を明文化したものはなかった。

【交付規則】

交付規則の目的(1条)

補助金等の交付基準(3条)

補助金等の交付申請と取下に関する事項(4条、7条)

補助金等の交付決定とその取消、返還に関する事項(5条、15条から17条)

補助金等の交付の条件に関する事項(6条)

補助事業の遂行、報告及びこれに対する指示に関する事項(8条から12条)

補助金等の額の確定、交付に関する事項(13条、14条)

補助事業により取得等をした財産の処分制限に関する事項(18条)

交付手続の特例に関する事項(19条)

補助金等交付適正化審議会の設置、組織等に関する事項(20条から23条)

補助金等の実施細目(24条)

交付規則第1条には、「(目的)この規則は、法令及び条例その他特別に定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。」とあり、交付規則により補助金事務の基本的事項が規定されていることが確認できる。

ただし、交付規則は補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めたものであるため、補助等の交付基準、補助金額算定の基準等について具体的な定めは置かれていない。

例えば、「補助金等の交付基準」については、「補助金等は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。」(3条)と定められているのみであり、補助金等を交付するにあたっての公益性、必要性等に関する具体的な判断基準についての定めはなされていない。

また、「補助金の交付決定」の方法についても、「市長は、前条(4条：交付申請手続に関する規定)の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査

等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付決定をしなければならない。」(5条1項)、「市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金等の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。」(5条2項)などと定められているのみであり、具体的な補助金の算定方法等に関する定めはなされていない。

さらに、「補助事業の実績報告」についても、「補助事業者は、当該補助事業が完了したときは完了後10日以内に補助事業実績報告書(要式第2号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない」(第12条)と定められているのみであり、事業実績の報告、評価方法等に関する具体的な定めはなされていない。

② 補助金等交付要綱

交付規則 24 条には「(実施細則)この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、額若しくは補助率、交付の対象又は事業の内容その他補助金等の交付に関する事務の実施細目については、市長が別に定める。」とあり、この 24 条に基づき、補助金ごとに、必要な場合には交付対象や補助率と定めた個別の交付要綱を作成することとされている。

交付規則には、補助金等に関する基本的事項のみが定められているため、補助対象経費や個別の具体的な定めについては、交付要綱により定められることとなる。

(2) 補助金を取り巻く環境の変化

① 包括外部監査の指摘等

○負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について(平成 30 年度)

【監査の着眼点】

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか
- (2) 補助金の申請、決定、交付等の手続きは適正か
- (3) 補助金の算定及び交付時期は適切か
- (4) 補助対象事業と交付先団体の独自の事業との区分が明確になっているか
- (5) 補助事業の実績報告は適切か
- (6) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か
- (7) 補助効果の観点から、整理、見直しをすべきものはないか

② 厳しい財政状況

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、税収の減少や社会保障費の増大など、より一層財政状況が厳しくなることが予想されることから、将来の財源確保のためにも、補助金による財政的支援についても、見直しを進める必要がある。

③ 市民ニーズの多様化・複雑化

社会経済情勢の変化や市民のライフスタイルの多様化により、行政に対する市民ニーズが多様化・複雑化しており、従来の提供手法だけでは安定的なサービス提供が困難になっている。

(3) 補助金の課題と将来あるべき姿

① 既得権化

補助金の交付が長期にわたることにより、受け手側は、その財源をあてにして事業運営を行うこととなり、受け手側の団体等の自立を妨げることにつながる。

また、補助金の財源が固定化することにより、新たな行政需要に対応できないといった弊害が生じている。

② 団体等の自立化の阻害

補助金が長期にわたって継続されることで、交付を受けている団体等が、補助金に対する依存度が強くなり、団体等の自主性や自律性を阻害するだけでなく、自主的な運営を行う姿勢が希薄になる傾向がみられることから、市の財政的な支援は過剰とならないように努める必要がある。

1 ガイドラインの適用対象

本ガイドラインの適用対象は、交付規則第2条第1号に定める「補助金等」とする。

【交付規則】

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に書挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)補助金等 市が交付する補助金、利子補給金、事業共催の場合の負担金その他市が相当の反対給付を受けない給付金をいう。

2 補助金の定義と支出根拠

(1) 補助金定義

① 補助金

地方公共団体等が相手方の行う事業や事務に対して、これを助成するためあるいは奨励するために、財政的な援助として地方公共団体等が相当する反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金

② 負担金

相手方が行う事業や事務につき地方公共団体等も一定の義務あるいは責任があるので、その責任の程度に応じて地方公共団体等が相当の反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金

③ 利子補給金

資金の融通を受けて行う事業や事務の助成、育成のために資金の融通を行う者に対して当該融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を、地方公共団体等が相当の反対給付を受けないで給付する給付金

(2) 補助金の支出根拠

① 地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。(公益性(必要性)、公平性)

② 地方自治法第 2 条第 14 項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。（公益性、有効性（効率性）、適正性）

③ 地方自治法第 2 条第 16 項

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。（適正性）

④ 日本国憲法第 89 条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。（公益性（必要性）、行政関与の必要性、公平性）

⑤ 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第 3 条

政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。（公益性（必要性）、行政関与の必要性、公平性）

1 補助金の見直しの基本原則

前述した社会経済情勢の変化や補助金が抱える課題、市の財政状況等から、次の五つを見直しの柱に掲げ、抜本的な見直しに取り組むこととする。

1 公益性(必要性)

- ・補助事業の目的及び内容は社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、客観的に見て明確な公益性が認められるか。

2 有効性(効率性)

- ・補助事業の実施により本来目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されているか。
- ・補助金額に見合う費用対効果が認められるか。
- ・事業目的を達成するため、他の手段はないか。

3 適正性

- ・法令等に違反していないか。
- ・補助金額、補助率は適切かつ妥当であるか。特に定額補助は積算根拠が明確であるか。補助対象経費等は、適正かつ明確なものか。
- ・国、県、他の近隣自治体との協調事業について、負担割合が妥当であるか。市の上乗せ、横出し部分は政策目的の実現のため、必要不可欠なものであるか。
- ・他都市の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。
- ・補助交付先の財政状況等を勘案し、一定の負担能力を有する市民、団体に過剰な補助をしていないか。

4 行政関与の必要性

- ・公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要がある事業であるか。

5 公平性

- ・補助交付先の選定において、選定基準を明確に設定し、募集・選定手続きを公平・透明に実施しているか。
- ・同種・同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。
- ・多様な担い手がいるにも関わらず、補助交付先が特定団体に固定化されていないか。

2 見直しの留意すべき基準

平成 30 年度包括外部監査において具体的に指摘や意見のあった留意すべき基準に適合しない項目については、合理的な理由がない限り、見直しを行うこととする。

I 補助金額・補助率の適正化

補助金額または補助率は、適切かつ妥当な基準とすること

補助金額または補助率の設定について、補助交付先と行政の役割分担や負担割合、補助事業の成果や執行状況、他都市の類似の補助金との比較、補助交付先の財政状況等を勘案し、市民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額・補助率とすること。

なお、補助目的の早期実現を理由に、高い補助率を設定する場合においても、期限を区切ること。

II 団体運営費補助の原則廃止

原則として、団体運営費補助は、事業費補助に切り替えること

団体運営費補助は、団体の公共性・公益性に着目した補助であり、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助基準や対象経費が曖昧になりがちであり、補助による効果がわかりにくい傾向があることから、目的・使途を明確にした事業費補助へ切り替えること。

III 補助金の整理・統合の推進

重複補助金額は、整理・統合を行うこと

目的や内容が重複・類似する補助金は、交付先となる団体の申請等の手続きの簡素化・省力化、行政の事務の効率化・迅速化の観点から、整理・統合できないか積極的に検討すること。

また、自治振興会等に対する補助金については、重複・類似しない補助金であっても、同一団体に対して幅広い分野から様々な補助がなされていることから、部局横断の議論の中で必要に応じて一本化するなど、再構築を検討すること。

IV 適切な支出方法への転換

補助金以外の支出方法が適当である場合には、他の方法へ切り替えを検討すること

補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえた上で、市による直接執行や委託等による方法が適当である場合には、他の支出方法へ切り替えること。

V 補助交付先の選定の適正化

補助交付先の選定は原則として対象者等を限定しないこと

補助事業の担い手は、最もふさわしい団体等を明確な選定基準のもと公平に選定すべきであり、原則として対象者等を限定しないこととすること。ただし、対象を限って選定を行う場合は、その理由などを明確にするなど市民への説明責任を十分に果たすこと。

VI 補助交付先の財政状況の検証

補助交付先の財政状況を勘案し、補助の必要性について検証すること

補助交付先の団体等の財務状況について、補助金が補助交付先の収入の多くを占め、補助金に依存する構造になっていないか、補助金以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか等を把握し、補助の必要性について検討すること。

VII 補助金の再抛出の原則廃止

原則として、補助金の再抛出は直接補助へ切り替えること

再抛出された補助金は、再抛出の交付先の事業実施状況が把握しにくいことから、実施することのメリットや合理的な理由がない限り、原則として直接補助へ切り替えること。

3 補助金の見直しの方向性

見直しの基本原則、留意すべき基準に基づいて補助金の検証を行い、その結果を受けて補助金の方向性を選択する。

(1) 廃止を検討する補助金

- ・設置目的について一定の成果を得た、又は今後それ以上の成果が期待できないもの（事業の必要性や効果が薄れたもの）
- ・補助事業が民間事業者の健全な発展を妨げているもの（市の財政的支援がなくても、自立的な事業遂行が可能なもの）
- ・補助を廃止しても市民サービスが低下しないもの（他の手段によって効率的・効果的に事業を実施できるもの）
- ・事業の公益性が低く、市が関与する必要性が低いもの

(2) 統合を検討する補助金

- ・設置目的及び事業が他の補助金と類似しているもの
- ・一つの団体で市から複数の補助事業による支援を受けているもの

(3) 改善(存続)を検討する補助金

- ・事業の公益性が高く、市が事業に関与する必要性が高いもの
- ・他に実施主体が存在しない、他の手段による事業実施ができない等、補助金を廃止すると市民サービスの低下につながるもの

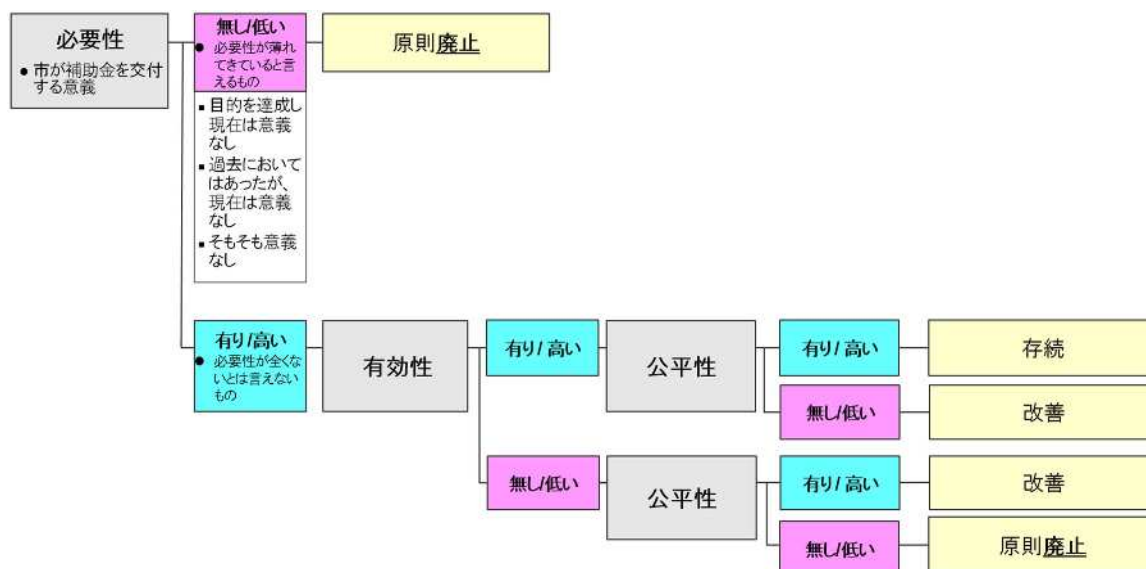
1 見直しの実施手順

手順1

補助金の方向性の決定

補助金の見直しの基本原則（公益性【必要性】、有効性【効率性】、適正性、行政関与の必要性、公平性）及び見直しの留意すべき基準を踏まえ、客観的な指標を用いロジカルに判定（補助金の方向性の検討に係るフローチャート）した結果と、所管課がこれまでの経緯、交付先の実情等を勘案して判断した結果を比較較量し、特殊事情や客観的な合理性がある場合を除き、より改善が進む方向性を採用する。

(1) 補助金の方向性の検討にフローチャート



(2) 補助金の方向性の検討に係る比較較量図

所管課が考える方向性	所管課が、これまでの経緯、交付先の実情等を勘案して判断
チャートによる客観的な方向性	必要性・有効性・公平性について、客観的な指標を用い、ロジカルに判定

所管課の方向性	チャートの方向性	チェック	比較衡量の考え方
廃止・改善・存続	廃止・改善・存続	一致	方向性が一致していることから、その方向性のとおりとするもの
廃止・改善・存続	廃止・改善・存続	不一致	原則、所管課とチャートの方向性を比較し、見直しがより進む方向性を方針とする

見直しがより進む方向性：廃止 > 改善 > 存続

手順2**補助金の改善内容の検討**

改善する補助金については、見直しの留意すべき基準を踏まえ、①補助金額②算定方法③対象経費④対象者などの観点から、適宜見直しを図ることとする。

手順3**補助金の終期設定及び改善の時期の検討**

終期設定及び改善の時期は概ね3年以内を目途に設定する。なお、廃止する補助金については、交付先団体への影響等を鑑み、段階的に補助金額を引き下げる等の激変緩和措置を設けることも検討する。

2 実施体制**(1) 補助金の見直しの方向性(内容及び時期を含む)の決定**

補助金の方向性は、所管部局が主体となって検討するとともに、「様式1」により各所管部局が策定した後、行政経営課へ提出することとする。

行政経営課はこの内容を精査した後、富山市補助金等交付適正化審議会（以下「審議会」という。）へ提出することとする。

また、本指針自体についても、当該審議会にて変更・修正の要否を検討する。

(2) モニタリング

補助金の見直しの方向性についての各年度における進捗状況の把握やその後の対応策の検討といったモニタリングについては、各所管部局が作成した「様式2」により所管部局が行い、その結果を毎年度行政経営課へ提出することとする。行政経営課は取りまとめ部署となり、その状況を審議会及び財政課へ提出する。

【各関係者の主な役割のまとめ】

行政経営課	所管部局	財政課	審議会
・審議会の事務局に関する事務 ・各補助金の方向性のとりまとめや審議会への提出 ・各所管部局が行うモニタリングのとりまとめや審議会への提出 ・各補助金等の見直し状況の公開 等	・各補助金の見直しの方向性の検討及び決定 ・各補助金の見直しの方向性の実施状況のモニタリング	・各補助金の見直しの方向性と予算との整合性の確認	・各所管部局が行うモニタリングの実施状況の評価 ・本指針の変更・修正の要否の検討 等

1 新規に補助金を設置する際の留意事項

今後、本市が新たに補助金を設置することを検討する場合には、本ガイドライン第3章第1項の「補助金の見直しの基本原則」の趣旨を踏まえ、当該団体の実施する事業の公益性（必要性）、有効性（効率性）、適正性、行政関与の必要性、公平性について十分な検討を事前に行うことが必要となる。

また、設置時に想定した事業効果については、常に実績を計画と対比し、事業効果を測定するなど、当初想定した水準に対して一定限度を超えて大幅に未達となった場合には、補助事業の廃止や改善等の抜本的な判断が可能となるよう、予め判断基準を設けておくことが必要となる。

さらに、事業の公益性や期待される効果等を十分検討し、補助金額及び補助率、適切な選定方法を選択することに留意する必要がある。

なお、新規に補助金を設置する際には、原則、予め5年以内を目途とした終期を設定することとする。

2 今後の検証機会の確保

補助金について、社会情勢や行政需要の変化に対応した適正な制度としていくため、5年ごとに検証を行うものとする。

また、検証年度到来時には、改めて本ガイドラインに基づく検証（第4章第1項の「見直しの実施手順」）を実施し、その間の社会情勢の変化等により見直す必要が生じてきた補助金は見直し、継続すべき補助金は継続する。

補助金チェックシート（様式 1 号）

（ 1 ） 補助金の概要

			年度	
1補助金名称			2担当課名	
3現在の事業期間	終期設定の有無			
	開始	年度	～	終期（予定）
		年度	(終期設定有の場合のみ)	
4根拠例規の有無		例規名称		
5性質別分類			6交付先分類	
7交付先				
8補助金の目的				
9補助金により期待される効果・目標（アウトカム、アウトプット、具体的な数値等）				
10補助金で行う具体的な活動				
11積算根拠の有無				
12積算の考え方 計算式				
13補助対象経費の設定の有無				
14補助対象経費の内容				
15団体・事業の財務内容	令和●●年度	令和●●年度	備考	
補助金 助成金	市			
	その他			
事業収入				
会費				
繰越金				
その他				
合計				
市の補助金の割合				
補助金名称			担当課名	

(2) 直近の見直しの状況(過去5年間)

1見直しの有無		→	2見直した年度	令和●●年度
3内容				

(3) 基本的な視点からの評価

評価項目及び視点	適否	(△・×の場合のみ記入)理由・説明
【必要性】 ①目的及び内容は、客観的に見て明確な公益性が認められるか。		
【有効性(効率性)】 ②補助事業の実施により目的に合致した成果を上げ、期待された効果が発揮されているか。		
③費用対効果が認められるか。		
④事業目的を達成するため、他の手段はないか。		
【適正性】 ⑤法令等に違反していないか。		
⑥補助金額、補助率は適切かつ妥当か。積算根拠や補助対象経費は、適切かつ明確か。		
⑦県等との協調事業の負担割合は妥当か、必要不可欠なものか。		
⑧他都市と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものか。		
⑨補助交付先の財政状況を勘案し、過剰な補助となっていないか。		
【行政関与の必要性】 ⑩行政が補助する必要のある事業であるか。		
⑪交付先の選定において、手続きを公平・透明に実施しているか。		
⑫同種・同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。		
⑬補助交付先が特定団体に固定化されていないか。		
補助金名称		担当課名

(5) 見直しの留意すべき項目

評価項目	適否	(△・×の場合のみ記入) 理由と今後の対応
①高い補助率（1/2以上）の設定となっていないか。		
②補助金の終期を設定しているか。		
③補助要綱で補助対象となる経費が明確になっているか。		
④積算基準は定められているか。 (前年踏襲になっていないか)		
⑤繰越金・積立金・余剰金・内部留保の額は適切か。		
⑥類似した補助金はないか。		
⑦再拠出はないか。		
⑧要綱は設置しているか。		

(6) 補助金の方向性の決定

①チャートによる客観的な方向性

ア 必要性		イ 有効性		ウ 公平性		→	評価	
-------	--	-------	--	-------	--	---	----	--

②所管課が考える方向性

評価		理由	
----	--	----	--

③総合評価

最終評価	
------	--

(7) 改善内容と時期

1見直しの方向性		2見直しの時期	令和●●年度
3内容			
4激変緩和策			

補助金進捗管理シート（様式 2 号）

補助金名称		担当課	
見直しの方向性		見直しの時期	
改善等の内容			

（１）全体計画

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6		R ●	R ●
取組 スケジュール								

（２）R 2 年度計画及び実績

①取組内容	
②取組実績	

（３）調整が必要な関係団体等

関 係 団 体 名	調整が必要な事項	調整状況

（４）評価

所管部局 評価	
------------	--

行政経営課 評価	
-------------	--

<評価基準>

- S 見直しが完了した。
- A 今年度の取組計画（以下、「計画」という。）を大幅に超える進捗状況である。
- B 計画を超える進捗状況である。
- C 概ね計画どおりの進捗状況である。
- D 計画に達しない進捗状況である。
- E ほとんど進捗がない。

（５）解決すべき課題の対応状況

課題	
課題の内容	
対応状況	
解決の目処	令和 年度